

令和2年8月17日

保護者各位

南城市新型インフルエンザ対策本部
本部長 瑞慶覧 長敏
《公印省略》

登園自粛に伴う保育料等の減免について

平素より、新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、令和2年8月14日付「新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛への要請について」にて通知いたしました保育料等の減免について、下記のとおりとなりますのでお知らせします。

○認定こども園

3歳以上及び0歳から2歳の非課税世帯の児童については、幼児教育・保育無償化の対象で保育料は無料となるため減免は対象外となります。0歳から2歳の課税世帯の児童については、10月以降の保育料において減免または還付いたします。

○認可保育園

認定こども園と同様の取扱いとなります。

○企業主導型保育

保育料減免を行うかは各施設での判断となるため、利用施設へご確認ください。

○認可外保育園

3歳以上及び0歳から2歳の非課税世帯の児童については、幼児教育・保育無償化の対象で保育料は無料となるため減免は対象外となります。0歳から2歳の課税世帯の児童については、支払った保育料の領収書や保育の提供証明書などの書類を施設または個人で提出いただき、減免分を還付いたします。申請方法や必要書類、対象児童については、後日、市ホームページに掲載いたします。

※保育料減免の対象となるのは保育の必要性（両親の就労や疾病等）のある児童のみとなります。

○幼稚園預かり保育

幼児教育・保育無償化対象の方：減免後の保育料を対象月の無償化対象額（450円×自粛日を含む登園日数）と比較し、上回った保育料を翌月に請求します。

幼児教育・保育無償化対象外の方：減免分を翌月以降に還付します。

○放課後児童クラブ

利用料を日割り減免し、翌月以降の利用料から減免または還付いたします。詳細は利用施設にご確認ください。

お問い合わせ先：南城市子育て支援課 098-917-5343